

中央教育審議会地方文化財行政に関する 特別部会の設置について

平成29年9月28日
中央教育審議会決定

中央教育審議会令（平成12年政令第280号）第6条及び中央教育審議会運営規則（平成29年3月6日中央教育審議会決定）第4条の規定に基づき、中央教育審議会に下記の部会を設置する。

なお、この部会は、所掌事務に関する審議が終了したときは、廃止する。

○地方文化財行政に関する特別部会

（所掌事務）

地方文化財行政に係る地方行政組織の在り方について調査審議すること。

中央教育審議会地方文化財行政に関する特別部会委員

(50音順 敬称略)

荒井 正吾	奈良県知事
岡田 優子	横浜市教育委員会教育長
小川 正人	放送大学教養学部教授
門川 大作	京都市長
亀井 伸雄	独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所所長
小西 尚子	公益財団法人ポーラ伝統文化振興財団理事長 株式会社ピーオーリアルエステート代表取締役
鈴木 和夫	白河市長
世良 清美	津和野町教育委員会教育長
中原 斉	鳥取県埋蔵文化財センター所長
馬場 豊子	長崎市教育委員会教育長
山添 藤真	与謝野町長